

協定金の支払に係る評価方法及び KPI の説明

1 KPI 項目の設定

KPI 評価は各年度末又は協定終了時に実施する。KPI 項目は下表のとおり。

＜表 1＞KPI 項目（支援社数確定前）

項番	分類	項目	KPI
1	指定	成長加速プログラムの企画立案	1 式
2	指定	多様な支援者の巻き込み	3 者以上
3	指定	多様な支援者と協働した支援メニューの企画	1 式以上
4	指定	採択スタートアップ募集・選定	1 式

＜表 2＞KPI 項目（支援社数確定後）

項番	分類	項目	KPI
11	指定	個社別支援計画の策定	最大 10 社
12	指定	資金サポートの進捗管理（第 1 ターム）	最大 10 社
13	指定	資金サポートの進捗管理（第 2 ターム）	最大 10 社
14	指定	資金サポートの進捗管理（第 3 ターム）	最大 10 社
15	指定	伴走支援の実施（第 1 ターム）	最大 10 社
16	指定	伴走支援の実施（第 2 ターム）	最大 10 社
17	指定	伴走支援の実施（第 3 ターム）	最大 10 社
18	指定	多様な支援者と協働した支援の実施	2 式以上
19	指定	成長加速プログラムの効果検証	1 式
	提案	独自の提案について記載	

※各項目につき、計画年度を定めること。なお、計画年度を定めた場合であっても、実績を上げた年度の KPI 評価に反映することができるものとする。

※1 つの項目につき、計画年度を分けて記載することができるものとする。その場合、項番に枝番を付すこと。

※項番 12～17 のタームは概ね半期を想定して設定すること

【設定にあたっての留意事項】

①項目の分類及び KPI 設定の考え方

指定項目：都において指定する KPI 項目

提案項目：本事業の効果を高める取組として独自に提案する項目を、1 項目以上設

定すること（支援者確定の前後を問わない）。なお、提案項目の KPI 連動額は、KPI 連動額合計額の 20%以内とすること。

②KPI 連動額について

KPI 連動額の設定に当たっては、上限額の配分は下表のとおりとする。
支援社数に応じ上限額が異なることに留意すること。

<表> 支援社数に応じた協定金額（KPI 評価額と成果評価額）の上限額

（単位：万円）

支援社数	協定金 上限額	KPI 連動額			成果 評価
		R8 年度	R9 年度	R10 年度	
10	25,000	5,000	10,000	7,000	3,000
9	24,150	4,850	9,500	6,800	3,000
8	23,300	4,700	9,000	6,600	3,000
7	22,300	4,500	8,500	6,300	3,000
6	20,700	4,200	7,900	5,600	3,000
5	18,800	3,800	7,000	5,000	3,000
4	16,300	3,500	6,100	4,200	2,500
3	13,700	3,000	5,200	3,500	2,000

③支援社数について

成長加速プログラムの第3期採択スタートアップは最大 10 社までとしているが、真に支援すべきスタートアップを選定するため、社数が変動することが想定される。そこで、KPI 設定シートについて、応募時には社数を 10 社想定で作成し、支援社数確定後速やかに確定した社数をもとに再設定することとする。

2 協定金の支払

（1）協定金の額の決定について

① KPI 評価額

都は、支援社数確定後の KPI の達成状況から算出される KPI 連動額により定量的評価を行い、支払う協定金の額を決定する。KPI の数値目標を満たさない場合は、KPI 連動額に達成率を乗じた金額を支払う。ただし、別に定めのある場合を除き、各年度の上限額を超えて支払わない。

② 成果評価額

事業全体を通して得られた成果について、外部専門家を交えて下表の 7 段階で評価し、成果評価額を決定する。

＜表＞成果評価と成果評価額

(単位：万円)

評価	目安	支援社数 5社以上	支援社数 4社	支援社数 3社
A	良好な成果水準	3,000	2,500	2,000
B+	期待を上回る成果水準	2,900	2,400	1,900
B	期待を一定程度上回る成果水準	2,700	2,200	1,800
C	標準的に期待される成果水準	2,400	2,000	1,600
D	標準的に期待される水準にやや不足する部分があるが一定の事業成果を得ることができた水準	1,750	1,400	900
E	標準的に期待される水準に不足する部分があり事業成果として期待されるもの半分以下の水準	700	500	300
F	成果として著しく不良	0	0	0

成果評価に当たっては、以下のような成果評価根拠事実を総合的に勘案して、定性評価を行うものとする。評価基準の詳細は別に定める。

- ・本事業及び成長加速プログラムの理念・目的に照らし真に支援すべきスタートアップが採択され支援がなされたか
- ・支援期間中に採択スタートアップの事業成長に係る成果を挙げられたか、また、その成果への寄与がどの程度認められるか
- ・採択スタートアップの海外展開を支援し、成果へ結びついたか
- ・本事業の経済的な効果について検証され、定量的に示されており評価できる効果となっているか

(2) 協定金の算定について

協定金額については、令和8年度、令和9年度についてはKPI評価額（KPI連動額×KPI達成割合の値）を、令和10年度についてはKPI評価額と成果評価額を合計し支払う。ただし、別に定めのある場合を除き、各年度の上限額を超えて支払わない。

【繰越について】

各 KPI について、計画年度を定めた場合であっても、当該 KPI を達成した年度に KPI 評価を行い、当該年度の KPI 評価額に計上することができる。ただし、各年度の KPI 評価額及び成果評価額により定められる支払うべき合計額は、以下に定める

上限額を超えることはない。もっとも、ある年度の支払うべき合計額が上限額を超えていた場合、その超過部分については、翌年度以降に繰り越して支払うことができる。その場合にあっては、各年度の支払額の上限を超えることはできない。しかし、本事業者の責めに帰すべき事由によらず、本事業の進捗に遅れが生じるなどの理由により、上限額を超えて支払うべき必要が生じた場合は、都において予算確保等の所要の措置が整った際には、この限りではない。

なお、各年度の上限額は以下のとおり

(支援社数別の各年度の支払上限)

(単位：万円)

支援 社数	R8 年度 上限額	R9 年度 上限額	R10 年度 上限額
10	5,000	10,000	10,000
9	4,850	9,500	9,800
8	4,700	9,000	9,600
7	4,500	8,500	9,300
6	4,200	7,900	8,600
5	3,800	7,000	8,000
4	3,500	6,100	6,700
3	3,000	5,200	5,500